

システムリスク管理方針

(目的)

第1条 コイネージ株式会社（以下「当社」という。）は、さまざまな業務においてコンピュータシステムを使用しており、それらコンピュータシステムのダウン又は誤動作等のシステムの不備に伴い当社の利用者及び当社が損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることにより、当社の利用者及び当社が損失を被るリスクをシステムリスクと認識する。当社ではシステムリスクの発生の防止及び最小化、並びにリスク発生による損失の低減を図り、事業の継続性を確保するうえで、システムに対して適切な安全対策を講じ、暗号資産交換業者の責任として、また経営リスクの一つとして認識し、本システムリスク管理方針（以下「本管理方針」という。）を策定し、これを遵守する。

(対象・適用範囲)

第2条 本管理方針は、当社が業務上使用及び保有するすべてのコンピュータ、データベース及びネットワーク等の情報システム（以下「情報システム」という。）、情報システムに含まれるまたは出力される情報（以下「情報資産」という。）、又は情報システム及び情報資産の利用・管理に係る業務（以下「関連業務」という。）を対象とし、当社の役職員及び当社と契約した外部委託先に適用する。

(システムリスク管理体制の整備)

- 第3条 当社は、システムリスク管理を推進し、システムリスク事象の発生の未然防止に努めるとともに、システムリスク事象発生時での迅速な対応と復旧を実現するため、「システムリスク管理規程」及び関連手続に基づき、システムリスク管理の体制整備を行う。
- 2 当社は、IT 部門を統括する役員をシステム管理統括責任者とし、IT 運営委員会において全社横断的なシステムリスク管理体制の構築を推進するため、月次でIT 運営委員会に IT 統括部長および監査部長が出席してシステムリスクに対する情報の共有化、対応等を検討し、システムリスクに対して迅速かつ適切な意思決定及び対応の実施を目指す。
 - 3 システムリスクの管理体制は、業務内容の変更、システムの導入・廃棄、その他体制に影響を与えうる事象に応じて適宜見直し、常に有効なシステムリスク管理を実施することを目指す。

(システムリスクの特定・分析・評価・対応方針の決定)

第4条 当社は、「システムリスク管理規程」及び関連手続に基づき、定期的（年次）か

つ適宜、当社の情報システム、情報資産、及び関連業務に係るシステムリスクを網羅的に調査、特定し、脆弱性及び脅威を分析した上で、当社及び利用者への影響度や対応の必要性等を評価する。

- 2 システムリスクの特定・分析・評価については、IT 統括部が中心となり、関連各部門と連携し全社的な観点から実施し、その結果を IT 運営委員会に報告するものとし、対応方針については IT 運営委員会内で検討され、その承認をもって決定する。
- 3 IT 統括部は前項で決定した対応方針に基づき、関連各部門と協力し安全対策を策定し、関連各部門が安全対策を速やかに実施できるよう支援する。
- 4 対応の実施状況については IT 運営委員会で定期的に報告され、全社的なリスク・マネジメントの一環として推進する。

(情報セキュリティ管理)

第5条 当社は、情報資産の機密性・完全性・可用性を適切に維持するため情報セキュリティの観点からもシステムリスク管理活動を推進する。

- 2 当社の情報セキュリティ管理の詳細については、「利用者情報管理に関する規程」にて定める。

(サイバーセキュリティ管理)

第6条 当社は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティ事案の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、サイバーセキュリティ管理態勢を整備する。

- 2 サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。
- 3 当社のサイバーセキュリティ管理の詳細については「システムリスク管理規程」にてこれを定める。

(外部委託先のシステムリスク管理)

第7条 当社は、システムの開発・運用・保守その他システムに係る業務を外部委託業者に委託する場合、「外部委託に関する規程」に則り、選定基準を明確にし、適格性を審査した上、安全かつ正確な委託業務の運用が行なわれるよう、外部委託先におけるシステムリスクの状況把握と評価を行い、適切な安全対策を要請し、委託業務の信頼性の確保を図る。

(コンティンジェンシープランの策定)

第8条 当社は、「事業継続計画(BCP)」で定めるコンティンジェンシープラン(緊急事態対応計画)に則り、緊急時、システム障害等発生時において速やかかつ適切な措置を行うものとする。

(システムリスクに係る教育・周知徹底)

第9条 当社の役職員が自らの業務においてシステムリスクの内容を認知し、適切な対応を実施できるよう、システムリスクに関する啓蒙活動や教育を実施する。

(情報システムの最新技術及び金融犯罪の動向に係る調査・研究)

第10条 当社は、常に新たなシステムリスクに対応するために、情報システムの最新技術に関する情報、システムに係る金融犯罪の動向等に関する情報を収集するように努め、社内外の関係者に対する情報共有を推進する。

(システムリスクに係る監査)

第11条 当社は、システムリスクの管理、目的、特定・分析・評価・対応、並びにそのプロセス及び手順の遵守性、有効性、適切性等、システムリスク全体について定期的(年次)かつ適宜監査を実施する。

- 2 前項の監査は内部監査責任者が内部監査の一環として実施するほか、独立した立場から、システム関係に精通した専門家による外部監査の実施も必要に応じて実施する。
- 3 前記各項の監査の結果は、執行役員会及び取締役会で報告され、「内部監査規程」に則り、改善等の必要な対応が完了するまで報告対象とする。

(法令・規制の遵守)

第12条 当社は、情報システムに関連する法令・規制に関する情報収集に努め、変更等が行われた場合の各規程、文書類への変更適応、遵守状況を監視する体制を整備する。

- 2 IT統括部が情報システムに係る法令・規制の変更に対応し、本管理方針の改廃が必要か否かを適宜検討する。

(改廃)

第13条 本管理方針の改廃は、規程管理規程に基づき行う。